

高等学校学習指導要領における「高大連携」「高大接続」に関する記述

◎高等学校学習指導要領新旧対照表

| 平成29年告示  | 平成21年告示  |
|--|--|
| <p>第1章総則</p> <p>第2款 教育課程の編成</p> <p>4 学校段階等間の接続<br/>教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。<br/>(3)大学や専門学校等における教育や社会的・職業的自立、生涯にわたる学習のために、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。</p> <p>第6款 学校運営上の留意事項</p> <p>2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携<br/>教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。<br/>イ 他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。</p> | <p>第1章総則</p> <p>(新設)</p> <p>第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項</p> <p>5 以上のほか、次の事項について配慮するものとする。<br/>(14)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、高等学校間や中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒などとの交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。</p> |